

令和3年11月10日
清掃・リサイクル部
玉川清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

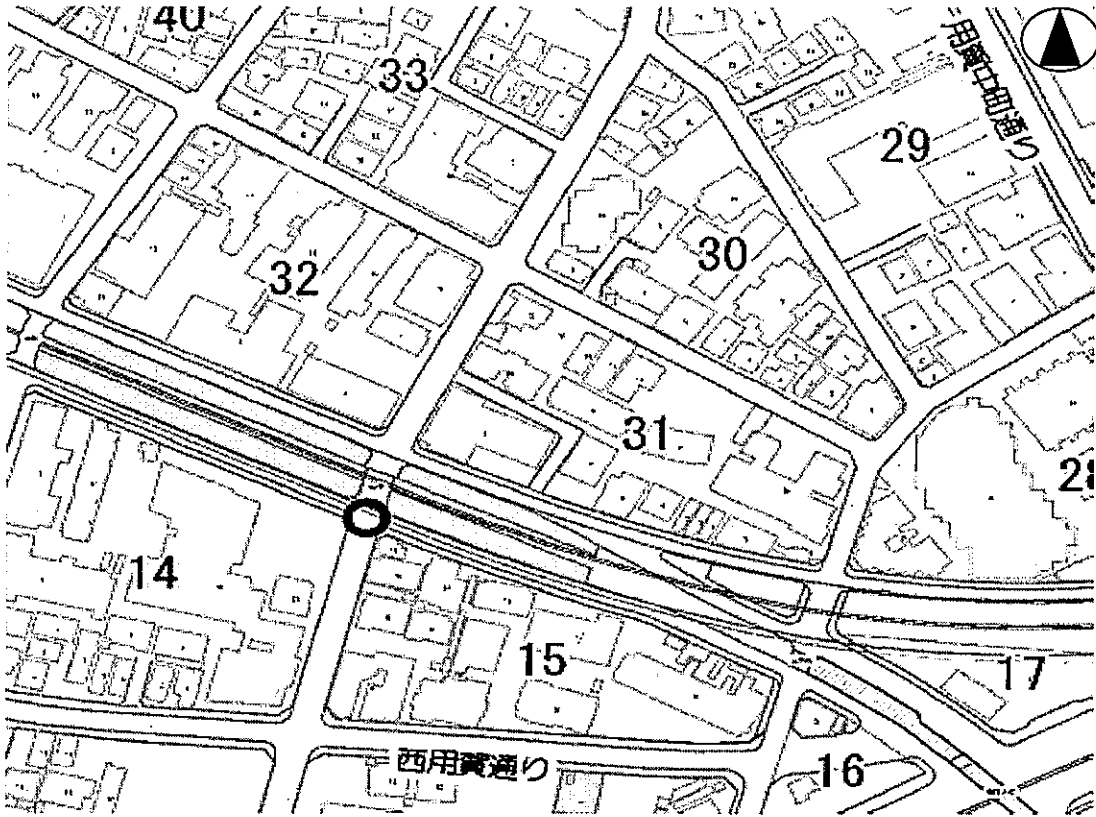
1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和3年8月3日(火) 午後1時14分頃
(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区玉川台一丁目15番先路上
- (3) 相手方 乙()
(運転者 歳)
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)玉川清掃事務所職員の運転する区有車(軽小型ダンプ車)が、収集作業を終え次の現場に向かう途中、信号のない交差点に進入したところ、乙車両が一時停止せず右方より直進してきたため、急停止したが間に合わず接触した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし
物損:左ライト・バンパー損傷
乙 人身:なし
物損:助手席側前後ドア損傷
- (6) 過失割合 甲2割・乙8割

2 乙への損害賠償額 39,818円
(自動車保険により、全額補填される。)

3 専決処分日 令和3年10月29日

位置図



現場説明図

